

平成31年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望 (社会保障関係から抜粋)

8 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度について

将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実にを行うこと。

国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施すること。また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、平成31年度以降もその機能を引き続き維持すること。

さらに、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じるとともに、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

また、後期高齢者医療制度における窓口負担については、各保険者からの意見も踏まえたうえで、制度設計者である国の責任において、必要な医療へのアクセスが阻害されることのないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

加えて、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。